

令和 2 年 第 2 回 定 例 会 議 案 一 覧 表

市長提出議案（6月2日提出）			
議案番号	件 名	議 案 の 内 容	議決結果
報 告 第 1 号	平成31年度（令和元年度）いなべ市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	平成31年度（令和元年度）いなべ市一般会計予算の一部を令和2年度へ繰り越したので報告を受けるものです。	/
報 告 第 2 号	平成31年度（令和元年度）いなべ市水道事業会計予算繰越の報告について	平成31年度（令和元年度）いなべ市水道事業会計予算の一部を令和2年度へ繰り越したので報告を受けるものです。	/
報 告 第 3 号	平成31年度（令和元年度）いなべ市下水道事業会計予算繰越の報告について	平成31年度（令和元年度）いなべ市下水道事業会計予算の一部を令和2年度へ繰り越したので報告を受けるものです。	/
報 告 第 4 号	平成31年度（令和元年度）員弁土地開発公社決算等の報告について	員弁土地開発公社の平成31年度（令和元年）決算及び令和2年度事業計画等について報告を受けるものです。	/
議 案 第 2 3 号	いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について	本年3月及び4月の地方税法の改正に伴い、社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親についての規定を整備し、葉巻たばこの課税標準を改正するとともに寄附金控除及び住宅ローン控除に係る規定を整備しようとするものです。	6月26日 可 決
議 案 第 2 4 号	いなべ市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	法律の改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止しようとするものです。	6月26日 可 決
議 案 第 2 5 号	いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の改正により、低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例が創設されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。	6月26日 可 決
議 案 第 2 6 号	いなべ市国民健康保険条例及びいなべ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため条例を改正しようとするものです。	6月26日 可 決
議 案 第 2 7 号	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例の制定について	性の多様性を認め合う社会を実現することを目的として、その基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、市の施策の基本事項を定めようとするものです。	6月26日 可 決
/	議案第27号いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例の制定についてに対する修正動議	原案を高く評価すべきものだが、分かりやすく市民誰もが理解、賛同できるより良い条例とすべく、修正案を提案しようとするものです。	6月26日 否 決

議案番号	件名	議案の内容	議決結果
議案第28号	いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	政令の改正により、令和元年10月の消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を講じること、及び地方税法等の改正により、低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例を創設しようとするものです。	6月26日 可決
議案第29号	いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	地方自治法の改正により、普通地方公共団体の内部統制に関する規定の整備、監査制度の充実、強化等が図られたことに伴い、条例を改正しようとするものです。	6月26日 可決
議案第30号	いなべ市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	地方自治法の改正により、普通地方公共団体の内部統制に関する規定の整備、監査制度の充実、強化等が図られたことに伴い、条例を改正しようとするものです。	6月26日 可決
議案第31号	令和2年度いなべ市一般会計補正予算（第2号）	本年度に行う事業を精査し、それぞれ必要な経費の増額や不要な経費を減額するものです。	6月26日 可決
議案第32号	令和2年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	本年度に行う事業を精査し、それぞれ必要な経費を増額するものです。	6月26日 可決
議案第33号	令和2年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第1号）	本年度に行う事業を精査し、それぞれ必要な経費の増額や不要な経費を減額するものです。	6月26日 可決

議員提出議案（6月26日提出）

議案番号	件名	議案の内容	議決結果
発議第1号	議案第27号いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例の制定についてに対する附帯決議	議案第27号が可決したことを受け、条例の実施に当たって留意すべき事項を決議しようとするものです。	6月26日 否決